

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 長崎県長崎市大橋町4番5号
 事業者名 長崎電気軌道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中島典明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
長崎駅前停留場 誘導ブロック等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎駅周辺整備事業に伴い、当該停留場にエレベーターを設置する方向で道路管理者・交通管理者と協議を実施する。 ・2020年度以降、改修等の予定がある停留場については、内方線付き点状ブロックでの整備を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議中 ・長崎駅前の電停拡張工事と合わせて協議中

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行状況の提供 ホームページのバリアフリー情報の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・停留場サイネージ（液晶モニター）の設置範囲を拡大し、ホームページ上だけでなく停留場においてもバリアフリー対応車両の運行情報を提供する（2020年度までに12停留場17基）。 ・ホームページのバリアフリー情報のさらなる充実化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに5停留場6基のサイネージ（液晶モニター）を設置 ・ホームページのバリアフリー案内ページではこれまでバリアフリー対応車両の専用ダイヤは系統別しか案内していなかったため、停留場の案内を追加

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者団体から車外自動音声案内と車外肉声案内が重なる先行先が分からなくなるとの意見を受けて、案内が重ならないように研修を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・経営企画室を中心とするバリアフリー推進体制を構築 ・予算編成時に当社のバリアフリー事業実施状況と計画について確認
--

(3) その他

--

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在地 都道府県 市町村	一日 当りの 利用者 数	有人停留 場、無人 停留場の 別	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令の 有無	段差へ の対応	乗場 の数	段差が 解消さ れる乗 場の数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 昇降機 の設置 基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応機 の設置 の有無	車椅子 使用者 の円滑 な乗降 可能な 乗場の 数	転落防 止のた めの設 備の有 無			
駅	線	県市	人						基 ()	基 ()	基	箇所 ()										
赤迫	赤迫支	長崎県 長崎市	4,500	○	○	○	1	1				1(1)	○	○	—	—	—		○			
住吉	赤迫支	長崎県 長崎市	3,000	○			2					2	○		—	—	—					
昭和町通	本	長崎県 長崎市	800	○			1					1			—	—	—					
千歳町	本	長崎県 長崎市	3,400	○			2					2			—	—	—					
若葉町	本	長崎県 長崎市	1,600	○			2					2			—	—	—					
長崎大学	本	長崎県 長崎市	3,600	○			2					2			—	—	—					
岩屋橋	本	長崎県 長崎市	2,900	○			2					2			—	—	—					
浦上車庫	本	長崎県 長崎市	2,100	○	○	○	2	2				2(2)	○	○	—	—	—	2				
大橋	本	長崎県 長崎市	1,600	○			2					2			—	—	—					
平和公園	本	長崎県 長崎市	3,400	○			2	2				2(2)		○	—	—	—					
原爆資料館	本	長崎県 長崎市	2,000	○			2					2		○	—	—	—					
大学病院	本	長崎県 長崎市	2,900	○			2					2			—	—	—					
浦上駅前	本	長崎県 長崎市	2,800	○			2					2			—	—	—					
茂里町	本	長崎県 長崎市	4,000	○			2					2			—	—	—					
銭座町	本	長崎県 長崎市	900	○			2					2			—	—	—					
宝町	本	長崎県 長崎市	1,800	○			2								—	—	—					
八千代町	本	長崎県 長崎市	700	○			2					2	○		—	—	—					
長崎駅前	本	長崎県 長崎市	7,200	○			2							○	—	—	—					
五島町	本	長崎県 長崎市	1,300	○			2					2	○		—	—	—					
大波止	本	長崎県 長崎市	1,800	○			2					2	○		—	—	—					
出島	本	長崎県 長崎市	1,800	○			2	2				2(2)	○		—	—	—		○			
新地中華街	本	長崎県 長崎市	5,600	○			2					2		○	—	—	—					
西浜町	本	長崎県 長崎市	1,200	○			2					2			—	—	—					
観光通	本	長崎県 長崎市	2,400	○			2					2			—	—	—					
思案橋	本	長崎県 長崎市	1,400	○			2					2			—	—	—					
崇福寺	本	長崎県 長崎市	1,100	○	○	○	1	1					○	○	—	—	—	1				
桜町	桜町支	長崎県 長崎市	1,700	○		○	2	2				2(2)	○		—	—	—	2				
市民会館	桜町支 蛸茶屋支	長崎県 長崎市	3,000	○	○	○	4	4				4(4)	○	○	—	—	—	2				
メディカルセンター	大浦支	長崎県 長崎市	600	○			2					2			—	—	—					
大浦海岸通	大浦支	長崎県 長崎市	500	○			2					2			—	—	—					
大浦天主堂	大浦支	長崎県 長崎市	800	○			2					2			—	—	—					
石橋	大浦支	長崎県 長崎市	1,800	○	○	○	2	2				2(2)	○		—	—	—	2				
浜町アーケード	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	3,300	○			2	1				2			—	—	—					
めがね橋	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	800	○			2					2			—	—	—					
諏訪神社	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	2,700	○			2								—	—	—					
新大工町	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	3,100	○			2	2				2(2)	○		—	—	—	2	○			
新中川町	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	2,800	○			2	2				2(2)			—	—	—	2				
蛸茶屋	蛸茶屋支	長崎県 長崎市	2,600	○			1					1		○	—	—	—					
(合計) 計38停留場							38停留場	5停留場	6停留場	74	21	0基 (0)	0基 (0)	0基	67箇所 (19)	12停留場	9停留場	0停留場	0停留場	0停留場	13	3停留場

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。